

りんしょく通信

架 け 橋



2023年確定闘争要求書、回答は◎○△、、、号

安中市職労臨嘱評議会

教宣部発行 第36号

2023年12月8日



11/22(水)確定闘争要求書回答でる!!

○賃金・一時金がプラス改定+遡及される!!

○子の看護休暇の有給化 へ!!

日時:2023年11月22日(水)16:30~

場所:本庁203会議室

当局:清水副市長、萩原総務部長、田島職員課長、佐藤人事研修係長、平石給与厚生係長

組合:大河原委員長、山田書記長(安中市職員労働組合)

堀米副委員長、沼賀書記長(安中市臨時・嘱託職員評議会)

安中市役所職員組合病院評議会

概要:2023年 確定闘争要求書回答出ました。※条例に関するものは議会の議決を得ての改正になります。

○1. 人事院勧告に基づき、賃金、期末手当が改定され遡及されます。

会計年度任用職員の賃金は、2023年4月より改定され、4月に遡り支給されます。

期末手当は今回0.05月引き上げとなります。

○2. 子の看護休暇の有給化への手応え。

子の看護休暇の有給化は、早期実施に向け前向きな回答えをいただく。 範囲は中学生までが対象の予定。

△3. 年末調整は、残念ながら今回も断念。

当局も必要性は重々認識されており、早期に実施していただきたい。

△4. 通勤手当は、見直す可能性があります。

条例改正が必要で、見直すとすると正規職員の手当も一緒に見直す ことになる。

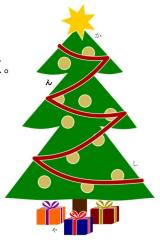


~教えて!堀米さん!!~ Vol.2

人事院勧告の遡及(そきゅう)とは?

国家公務員の給与は人事院勧告を受けて決まります。地方公務員の場合はその勧告を受け12月の議会で改定を行います。改定は今年4月に遡り、4月~12月分の給与・一時金の差額が支給されます。

2023 年、本市においては非常勤職員に対しても遡及が実施される見込みです。



臨嘱評スキルアップ講座

<11月15日(水)>18:30~20:00

<参加者>ZOOM にて安中臨嘱評議会から6名参加

第一部、会計年度任用職員の賃金体系「条例から学ぼう」では全国から参加された方々の意見を聞くことができました。

第二部、地連別意見交換会では①4月遡及できるかどうか

②基本組織と連携が取れているか③組合員からの意見収集方法

④その他と具体的なテーマを4つあげそれぞれについて活発な意見が発表されました。 遡及に関して要求書に入れていないところもあり他市の様子を知る情報ネットワークはとても大事だなと思いました。

頑張って 、勉強中!!





2024 年度臨時•非常勤等職員協議会

<日時>11月22日(水)18:15~20:15

<場所>群馬自治労会館<参加者>立山委員長、野□書記次長 今年度初めての幹事会が開かれました。

今年度の行事スケージュールの確認や確定闘争の取り組み状況について情報共有できました。回答日がこれからのところが多い中、安中市からは回答の速報として 4 月遡及を伝えることができました。また安中市では他組合と比べ組合加入率が極端に低いので、組合員拡大のアプローチ方法が今年度の最重要課題の一つだなと改めて思いました。

第1回幹事会



▲役員の皆さん真剣ですね!!

関東甲地連臨時 • 非常勤等職員協議会第4回定期総会 • 学習会

<日時>2023年11月19日(日)

<場所>東京グリーンパレス<参加者>堀米副委員長

関東甲地連の7都県本部67名の仲間が参加、群馬県本部からは3単組10名が参加しました。

大会では各県から発言があり、給与改定については「遡及実施が見送られる。理由は短期雇用」「病気休暇が無給で、使えば給与カットされてしまう」等正規職員との格差に対する不満の声が上がりました。

その後、岸まきこ参議院議員(自治労組織内議員)による学習会がありました。「国会報告と組織内議員の必要性について」学び、国会でどのように勤勉手当支給を実現させていくのか・期末手当の遡及についての質問や組織内議員が果たす役割について説明がありました。さらに、今後は各自治体が勤勉手当を支給できるよう条例制定するため、協力議員や基本組織と連携して取り組むことが重要とのことでした。全国的にみると残念なことに給与改定による遡及実施を行う自治体は半分くらいとのことです。

基本組織と協力議員で取り組んでいきましょう!

私たちも全国、関東甲の仲間とともに正規職員との格差是正に向けて頑張りましょう!

12月7日はクリスマスツリーの日です。1886(明治19)12月7日に横浜・明治屋に日本初のクリスマスツリーが飾られたことが由来となっています。もみの木をツリーとして飾るのは常緑針葉樹だからです。厳しい寒さにも葉が枯れて落ちることなく色鮮やかな緑を楽しめるため昔から生命力の象徴とされました。力強く葉を茂らせる姿からもみの木を神聖なものとしたのです。

